

令和4年度 事業計画

第1 はじめに

国は、地域共生社会の実現を目指し、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上を迎える2025年に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」を創設した。

区においても、「福祉の総合相談窓口」（愛称：福祉のコンシェルジュ）の新設、地域包括支援センターによる、区民の身近な保健福祉の相談窓口の整備を進めてきたほか、令和3年度からは、コミュニティ・ソーシャルワーカーを社協に配置し、地域の課題の把握や社会資源の開発、支え合いの仕組みづくりにより、地域づくりを推進している。

社協では、令和3年度からコミュニティソーシャルワーク事業と地域支え合い体制整備事業などの推進により、地域の福祉課題の解決や支え合い活動の支援に取り組んできた。

このように、高齢者を中心に推進してきた地域包括ケアシステムの取組だけでなく、障害者、子ども等への支援、いわゆる「ダブルケア」、「8050問題」といった複合課題への対応を行う包括的支援体制の構築が進められる一方で、新型コロナウイルスの流行は依然として終息せず、社会経済全体が大きな影響を受けており、地域を支える側の事業実施にも著しい支障が生じている。

社協が行う講習会や研修会などの事業についても、オンライン開催などの工夫をしながらも、令和2年度以降、事業そのものの中止や縮小といった状況が続いている。

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、社会的孤立やひきこもりの人などが抱える分野を超えた複合課題、コロナ禍による生活困窮の拡大、大規模災害などへの新たな対応が求められている。

社協は、今後、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、地域包括支援センターや行政など各相談支援機関等と連携し、区民一人ひとりに寄り添って、制度の狭間や複数の生活課題により、既存事業では対応困難な事案の解決に取り組むとともに、分野を超えて、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、既存の福祉サービスの充実など、取組の強化を図っていかなければならない。

令和4年3月に、地域で活動するさまざまな個人、団体、関係機関等と相互理解のもとで連携して区民とともに社協が行う福祉活動について、発展・強化させていく方向性を示し、今後5年間の社協の事業計画と経営上の取組をまとめた社協発展・強化計画を改定する。令和4年度はこの第4次計画の初年度であり、ICT技術も積極的に活用し、コロナ禍の中でも計画に掲げた各事業を着実に進めていく必要がある。

以上の視点に立ち、令和4年度においては、次の取組を行っていくこととする。

第2 重点的な取組

1 コミュニティソーシャルワークと地域の支え合い体制整備事業との連携による解決力の向上

地域共生社会の実現のため、個別課題の支援から地域に共通する課題を引き出し、住民とともに新たな支援の仕組みを作り出していくコミュニティソーシャルワークの推進に社協組織全体として取り組んでいく。同時に、既存事業の充実・強化を幅広く図り、制度の狭間にある福祉課題や生活課題に対応できるよう個別支援機能を高めていく。

併せて、継続して取り組んできた「協議体」運営を中心とした地域の支え合い体制整備事業との連携により、福祉の地域づくりを充実させていく。

(1) コミュニティソーシャルワークの推進

令和3年度から順次、配置していくコミュニティ・ソーシャルワーカーによる「個別支援」「地域の福祉課題の解決」「地域の支え合い活動への支援」「重層的支援体制整備事業」の取組を推進する。

地域包括支援センターや行政など各相談支援機関等と連携し、区民一人ひとりに寄り添って、制度の狭間や複数の生活課題により、既存事業では対応困難な事案の解決に取り組む。

環境の変化等により、個人や世帯が抱える課題は多様化・複雑化する中、課題解決に向けた地域へのアウトリーチ機能を充実させていく。

(2) 地域における支え合いの仕組みづくり

住民主体による多様な生活支援サービスを創り出すために、地域の団体・活動者等が参加し、住民主体で運営する話し合いの場である「協議体」の運営について、地域の情報や課題を共有し、支え合いに関するネットワークの強化を図っていく。

協議体運営や開催方法等の工夫やコミュニティソーシャルワーク事業との連携を図り、地域住民とともに地域の課題を把握し、地域住民がともに支え合いながら地域福祉活動を展開していけるよう、人と人、人と地域を有機的につなぐ仕組みを整備し、地域の期待に応え、誰一人取り残さない地域づくりを支援していく。

2 成年後見制度の拡充

認知症や単身高齢世帯が増加する中で、成年後見制度の果たす役割の重要性が増しており、今後、さまざまな支援需要の増大が見込まれる。このため、「成年後見制度推進機関」に位置付けられる権利擁護センター「めぐろ」において、引き続き成年後見制度の周知・啓発、市民後見人養成講習、専門相談事業等の実施に努めるとともに、成年後見制度への円滑な移行を図るため、日常生活自立支援事業等の適切な運営を推進する。また、本年度は相談件数の増大に伴う情報管理と業務の標準化・効率化を図るため、既存の管理方法を改善し、相談管理及び業務管理を行うシステムを新たに導入する。

区では、成年後見制度の一層の推進を図るため、今後、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「成年後見制度利用促進計画」の策定に向けた調査・研究を進めて

いる。

このため、区の動向を踏まえながら、区長申立等による法人後見の受任や市民後見人への引継ぎ等を適切に実施するとともに、区の補助を受けて「終活」に関する講演会や、遺言、相続、任意後見契約等に関する相談会を実施するなど、めぐろ成年後見ネットワークと協働して、成年後見制度に関する幅広い普及啓発の拡充に取り組むこととする。

第3 主な事業計画

I 社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 法人の運営の充実

平成28年3月31日に交付された「社会福祉法等の一部を改正する法律」による新しい社会福祉法人制度を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化など、これまでも積極的に対応してきた。

令和3年度には、新型コロナウイルス感染症が終息した後も円滑な会議開催等ができるよう評議員及び理事の定数を見直し、審議等をより活発に行う環境を整備した。

議決機関としての評議員会、執行機関としての理事会の適切な運営に引き続き努めるとともに、地域福祉の中心的な担い手としての役割を積極的に果たしていく。

(2) 人事管理制度の整備

多様化する地域課題に柔軟に対応し、区民の期待に的確に応えていくためには、さらに職員の資質と能力の向上を図る必要がある。このため、個々の能力と職責及び業績に応じ適切に評価する制度を実施しているところであるが、より一層効果的な運用に努め、社協の組織力の強化を図っていく。

ア 人材育成の充実

「社協人材育成方針」に基づき策定している「年間研修計画」に沿って、職場研修や集合研修を計画的・体系的に実施し、地域の福祉力を引き出すことができる人材を育成する。

新規採用職員や経験の浅い職員の能力向上に向け、職場研修（OJT）や中堅職員を活用した実務研修を重点的に実施するなど、相乗効果が期待できる研修を実施する。

イ 職員の処遇改善

福祉人材の確保が年々厳しさを増す中、長期的な人材確保策が求められている。このため、無期雇用契約転換後の契約職員には昇給制度を設けたほか、希望する契約職員及び非常勤職員については、東京都社会福祉協議会の従事者共済制度に加入するなどの処遇改善に努めてきた。

令和4年度においては、契約職員2名を正規職員に振り替えるなど、適正な人員配置と安定的な人材確保を図る。また、事業収入の増収など財源の確保に努め、引き続き適切な処遇水準を検討していく。

ウ 働き方改革への対応

労働基準法の改正を受け、年次有給休暇の計画的な取得を継続して推進する。また、令和2年度に導入した勤怠管理システムで労働時間（勤務時間）の見える化が図られた。今後も適切な労務管理に努めるとともに、事務の効率化を進めていく。

(3) 財政基盤の強化

積極的な事業展開と安定した財政運営を確保するために、自主財源確保策に取り組む。

ア 会員の拡大及び会費の確保

近年、会員数が逡減傾向にあるため、引き続き会員募集のポスター、チラシを作成し区内企業・福祉団体等に新規加入をお願いするとともに、社協ホームページの活用や社協だよりへの掲載を工夫する。また、令和4年1月のゆうちょ銀行手数料の改定を受け、令和4年度からコンビニエンスストア決済による納入を並行して試行し、会員等の利便性を図るとともに新規会員の拡大と会費の確保に努める。

イ 広告料収入の確保

社協だよりの一部に引き続き企業等の広告を掲載し、広告料収入確保に向けて企業等への働きかけを行う。併せて社協ホームページへの広告掲載について検討を行う。

ウ 基金の有効活用

令和元年度に策定した基金活用事業計画に基づき、地域福祉基金のうち寄付以外の積立額を対象として、在宅福祉サービス事業とボランティア・区民活動事業の既定事業費の一部に毎年500万円、10年間で計5,000万円を充当する。また、権利擁護センター事業の相談管理・業務管理システム導入に地域福祉基金400万円余を活用する。今後も、寄付者の意向を踏まえた新規・臨時事業の実施など、基金の有効活用を引き続き検討していく。

エ 基金等の適切な管理・運用

大規模な金融緩和による超低金利が続き、基金等の運用益は低迷しているが、今後の緩和縮小局面に備え、長期金利及び預金金利の動向等を注視し、資金管理運用方針に基づいて、安全性・流動性・効率性を確保した基金等の適切な管理・運用に努める。

(4) 社協発展・強化計画の推進

3月に改定した「目黒区社協発展・強化計画〔計画期間令和4（2022）年度から令和8（2026）年度〕」の初年度として、事業の着実な推進に努める。年度末には各事業の達成状況や最終的な内部評価を取りまとめ、理事会において点検・確認・修正をしたのち、評議員会に報告する。

(5) 地域における公益的な取組の実施と社会福祉法人との連携強化等

ア 地域における公益的な取組の実施

社会福祉法の改正により、全ての社会福祉法人が地域における公益的な取組（社会貢献事業）に取り組むことが義務付けられた。社協の事業のうち、地域福祉のつどいの開催、区民向けの防災講座の実施、ハンディキャブ運行事業、権利擁護事業（相談、講習会等）を公益的な取組と位置づけ、引き続き着実に実施していく。

イ 区内社会福祉法人との連携等

上記アのほか、既存の制度では解決が困難な福祉・生活課題に、地域の社会福祉法人が連携を図り対応するため、平成29年度に目黒区内に本部のある社会福祉法人に呼びかけ連絡会を開催した。令和4年度から、都内全社会福祉法人に公益事業推進協議会への加入が義務付けられたことを契機に、連絡会（ネットワーク組織）の今後に向けた協議を開始する。

また、社協が実施する職員研修のうち、可能なものについては区内の社会福祉法人職員の受講を呼びかけるほか、民間障害者福祉施設職員の健康相談事業の効果的な運営に努める。

ウ 気仙沼市社協との交流

平成 28 年 11 月に気仙沼市社協と「災害時相互応援協定」を締結し、平成 29・30 年度と派遣研修等を実施し交流を深めてきた。令和元年以降は大規模水害や新型コロナウイルス感染症拡大により中断しているが、新型コロナウイルスの動向を見ながら相互交流の再開に向けて取り組んでいく。

2 在宅福祉サービス事業

(1) 住民参加型事業の普及・理解促進と担い手の確保

住民参加型サービス普及と理解促進のため、周知方法の工夫や講座・研修会のさらなる充実を図っていく。協力会員の登録につながりやすいように講座・研修会の内容を工夫することで、新たな担い手の確保を目指す。また、事業者や民生児童委員など関係機関の認知度や理解促進のため、地区民生児童委員協議会や目黒区介護事業者連絡会などで説明する機会を設ける。

(2) コロナ禍の新たなニーズへの対応

令和 3 年度に実施した、コロナ禍における新たな困りごとや地域の中で求められるサポートについてのアンケート調査の結果、スマートフォンの操作やインターネット環境の整備、オンラインでの話相手など新たなニーズがあることが分かった。これを受けて今年度は、簡単なスマートフォン操作などができる担い手を募集し、支援内容に組み入れること等を検討していく。デジタルスキルのある若い世代を担い手として活動につなげることで、世代間交流の促進も図っていく。また、既存の協力会員に向けたオンライン研修等も積極的に開催していく。

(3) 会員の見守り・フォロー体制の充実・強化

新型コロナウイルスの影響もあり、当センターの活動で地域住民である会員と交流する機会を持つことがますます重要になっている。また、職員の頻繁な訪問や電話を望む声も多く、安定した活動が継続できるよう今まで以上に定期訪問を徹底し、活動状況の確認や利用会員の変化に気付けるような体制の充実・強化を図っていく。併せて、協力会員との連絡や活動のモニタリングを適切に行い、円滑に活動が継続できるよう丁寧な支援を行う。

(4) 業務支援システムの入替の検討

平成 27 年から有償家事援助業務支援システムを導入し、会員情報・活動状況を一元管理することで、業務の効率化を図ってきた。導入から 7 年が経過し、請求・支払いやコーディネート業務に支障が出ており、業務の効率化と円滑な事業運営のため、改善・見直しが必要となっている。複数業者に見積もり・デモンストレーションを依頼し、入れ替えを検討していく。

3 ハンディキャブ運行事業

目黒区は、平成 30 年度以降の移送委託事業を廃止し、介護タクシーや社協のハンディキャブの利用を推進している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者数は逡減傾向であるが、今後も通院など一定の需要が見込まれることから、区内の狭隘道路事情等にも対応可能な軽自動車ハンディキャブを含め 3 台での運行を基本に事業を推進していく。

また、事業の維持、推進には運転協力員の確保が課題である。ボランティア登録をしている運転協力員が徐々に高齢化していることから、円滑に世代交代を図ることができるよう、新規登録についての周知や勧誘に引き続き努める。令和 3 年度は広報紙（社協だより）による周知により一定の効果が得られたため、令和 4 年度も継続する。

新規登録にあたっては、職員及び外部機関による、運転技量や利用者への対応能力等の審査を行い、安全な運行の確保に努める。

さらに、運転協力員に対しては、目黒警察署署員による安全運転講習会を年一回実施（3 月実施）するほか、日ごろの運転に関して運転協力員相互の情報交換を行っていく。

4 ボランティア・区民活動推進事業

地域福祉を取り巻く状況変化の中で、地域住民が主体となる「ともに支え合う仕組みづくり」が重要な課題となっている。地域の団体、組織及び個人がネットワークを構築し、地域の情報交換や地域の人たちと触れ合える活動の機会・場所を区民主体で創り上げ、社会的に孤立する人をなくしていくことが求められている。

ボランティア・区民活動センターでは、このような地域づくりのために担い手の養成や活動内容の開拓、地域の中で何かをしたいという想いを持つ個人や団体への支援、人と人、人と団体をつなぐ役割を担い、地域で活動する団体等とのネットワークをさらに充実させ、地域福祉の基盤をより強固にしていく。

また、近年の大震災や大規模水害の発生に伴う被災地支援ボランティア活動の重要度が増し、社協が担う「災害ボランティアセンター」への期待は一層高まっている。今後組織全体の共通認識と平常時の備えが不可欠であることから、課題を再整理し、具体的な取組を構築していく。

(1) コミュニティソーシャルワークの推進・強化

令和 3 年度より開始した C S W 体制整備事業については、ボランティア・区民活動センターがこれまで取り組んできた地域づくりや居場所づくりなどの実践、実績を活かし、相談内容に応じて C S W や生活支援コーディネーター、区の担当所管とともに連携・協力を図り、情報を共有して役割分担を行いながら地域課題の解決に向けた新たな社会資源の創設、地域活動を担う人材の発掘などの取組をともに推進していく。

また社協全体として C S W 体制整備事業のさらなる推進を図るため、区や地域包括支援センターなど地域に関わる職員や地縁組織、民生児童委員、地域の活動団体等とのネットワークをより充実させ、基盤となる地域のつながりによる支え合い活動に取り組んでいく。

(2) 災害ボランティアセンター事業への取組

近年、首都直下型地震対策にとどまらず、台風や局地的集中豪雨による甚大な被害が各地で発生し、これらの災害に対する支援が全国的な喫緊の課題となっている。また、ここ数年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、現在も災害ボランティア受け入れの制限や被災地での感染防止対策が大きな課題となっている。社協においては、災害が発生すると被災地を応援したい災害ボランティアが各地から駆け付けることとなるが、災害ボランティアが被災した人や地域の復旧・復興支援のために円滑に活動できるよう、拠点となる災害ボランティアセンターを区と連携し迅速に立ち上げる任務を負うことになる。

今後とも従来の事業を継続しながら、以下の重点課題に取り組んでいく。

ア 災害時の初動対応から立上げ・運営までの流れを確認・シミュレートするため
に災害ボランティアセンターの立上げ訓練を職員全体で行う。

イ 区民に向けた災害ボランティアセンター事業の普及・啓発とともに、この事業に協力してもらえ
る人材の発掘・育成を目的とした「災害ボランティア養成講座」を実施し、養成講座修了者に「災害
ボランティア」登録を働きかけ、継続的な人材確保に努める。また、災害時に備えたさまざまな
研修や訓練等の情報を発信し、参加を呼びかけるとともに参加者との協力体制を築いていく。

ウ 区及び関係機関並びに区内の防災関連団体等との情報交換に努めるとともに、地域
での防災訓練等に参加し、災害ボランティアセンターの周知に努める。

エ 今年度も目黒区社協が「城南ブロック災害担当者会議（大田区、品川区、渋谷区、世田谷区、
目黒区の各社協及び災害支援NPO・NGO団体等で構成される連絡会）」の幹事となる。9月4日
（日）に東京都総合防災訓練が城南エリア（品川区）で開催される。城南ブロックでは同日に
「城南ブロック防災のまち歩き」（仮称）を実施することが決定したため、各区社協・関係団体
等と定例の企画会議を行い、災害時の円滑な相互支援と協力体制が実現できるよう取り組んで
いく。

(3) ボランティア・区民活動センター事業

さまざまな分野のボランティア活動、NPO活動などに参加する人や団体等を支援すると
ともに、人や団体間のネットワークを一層強化していく。多くの人ボランティア・区民活動
に参加できるよう幅広い情報提供や講座など行う。講座・研修会の開催については、従来
の会場での開催に加え、内容によりオンライン開催も併用し、参加者の利便性を図りなが
ら、引き続き「新しい生活様式」への対応を行っていく。

ア 区民への情報提供

(ア) 情報コーナーについては、区民が気軽に立ち寄ることができ、必要とする情報を
提供できるよう、整理・整備に努め、利便性の向上を図る。

(イ) ツイッター、フェイスブック等SNSや昨年度開設した社協YouTubeチャンネル
を活用し、幅広い世代に向けたボランティア・地域活動に関する最新の情報を発信
していく。

(ウ) 広報紙「ボランティアめぐろ」について、多くの区民に興味や関心を持ってもら

えるよう、発行月により頁数を調整し内容にメリハリを付け、外注によるカラー印刷を用いるなどの工夫を重ねることで、読みやすい情報紙の提供に努める。また、区民が気軽に入手できる設置場所を新たに開拓し、配布先の拡充に努める。

イ ボランティアコーディネートの強化と均質化

職員のボランティアコーディネートをより高め、適切な支援を行えるよう、休館日のセンター会議を有効に活用し、情報交換や問題事例の研究などを通じて認識の共有化を図る。正副担当制の機能を維持・強化し、コーディネートの内容や質の平均化と全体的なレベルアップを図る。

ウ ボランティア・区民活動のための支援

(ア) ボランティア登録者に対し、活動の機会を幅広く情報提供できるよう、活動先の活動内容や受け入れ状況等の把握に努める。特に、区内の福祉施設や地域活動団体等と連携・協力し、より多くの活動希望者が、円滑に安心して活動に参加できるよう支援する。

(イ) ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア入門講座「ボランティアはじめの一步」を開催する。また、地域支援課の各担当が合同で説明会を実施し、人的資源の充実を図る。

エ 福祉学習・研修活動の継続的な取組

(ア) ボランティア・区民活動団体等と連携し、さまざまなボランティア・区民活動に関する学習の機会を設ける。また、センターに登録しているボランティア・区民活動団体との情報交換会を開催して団体間の情報共有を図り、団体が抱える運営上の共通課題等をテーマに話し合う場を提供するなど、団体同士のネットワーク構築に向けた取組を行う。

(イ) ボランティアティーチャーの協力を得て、小・中・高等学校などの児童・生徒や企業の社員等を対象に、車いす・点字・手話等の体験学習やボランティアに関する講話等の福祉体験学習を継続的に実施するとともに、福祉体験学習を安定的に実施するため、新たな担い手の確保と育成に努める。

(ウ) 住区会議室や西口ロビーを活用して各分野のボランティアグループやNPO団体と協働し、団体の活動を広く周知することを目的とした共催イベントやパネル展示を開催する。

オ 小地域福祉活動の推進

(ア) 地域での居場所づくりには、活動する人と活動場所を開発することが重要となる。多世代交流など多様なふれあいサロンの増設に向けて、サロン活動に興味・関心のある区民を対象にした「居場所（サロン）づくり講座」を既存グループの協力を得て実施する。子育てサロンについては活動グループが減少傾向にあるため、引き続き既存のサロンと連携し地域の情報収集等を行いながら新規サロンの開拓に力を注いでいく。また、広報紙等によりサロンを周知するとともに、空き家・空き部屋等の提供や情報を区民や団体等に向けて広く求め、担い手と協力者のマッチングを行っていく。

(イ) 既存のグループへの助成や広報協力、運営についての相談等、グループの実情に応じて必要な支援を行っていく。また、昨年度に区内NPO法人へボランティアめぐり特別号の掲載希望について調査を行ったところ、掲載希望団体が多くあったため、これらの団体とも協働しながら関係性を築いていく。

(ウ) 総合支援事業へ参入したミニデイサービスに対しては、団体の意向を尊重しながら、活動の安定性や継続性が保てるよう、区と連携・協力して支援していく。

カ 車いす貸出・福祉機器リサイクルの実施

(ア) 社協が所有する車いすを歩行困難な高齢者、障害者等に貸し出す。各住区センターに設置している車いすについては、全住区新規車いすと入れ替えをここ3年間で完了したが、不具合が生じた場合は随時対応し、区民が安全に利用できるように交換していく。

(イ) 介護用ベッドやポータブルトイレ、シャワーチェアなど区民が不用となった福祉機器の情報提供を受け、必要なかたに斡旋する。

(ウ) 社協が保管している使用可能な中古車いすを必要としている区民に譲渡し、有効活用を図る。

キ 使用済み切手の収集の実施

区内郵便局や関係団体、区民から寄付される使用済み切手は、買取業者に売却し地域福祉事業に還元する貴重な資源である。ここ数年、切手の寄付が減少しているため、広報媒体等を活用して収集ボックスが未設置の関係機関や企業等へ協力を呼びかけ、協力団体等を幅広く募る。

5 助成事業

(1) 助成金交付事業

歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金である地域福祉活動費を、高齢者団体等への行事助成、福祉施設への助成など各種助成金として有効に活用する。

(2) 共催事業

目黒区及び目黒区民生児童委員協議会と共催し、10月に区内老人クラブを対象に敬老福祉大会を実施する。

(3) 赤い羽根共同募金の地域配分（B配分）の推薦

赤い羽根共同募金地域配分（B配分）については、できる限り区内で有効活用し、地域福祉の向上に寄与できるよう、広く区内福祉施設・団体に対し募集の周知を行う。また、30万円を超える助成額が大きい全都配分（A配分）も区内で有効に活用できるよう、併せて周知を行う。

助成金の審査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で例年より募金実績が減少していることから、より適切な運用がされるよう努める。配分推薦可能額を超える申請があった場合には、共同募金会目黒区配分推薦委員会において順位付けし、東京都共同募金会へ配分の推薦を行う。

6 生活福祉資金貸付事業

東京都社会福祉協議会から「生活福祉資金貸付事業」を受託し、低所得世帯や障害者、介護を要する高齢者のいる世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として、貸付に関する相談及び資金の貸付を実施する。

複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談も多く、総合的な支援を行うことがより一層求められている。このため当該貸付制度だけでなく、生活困窮者自立相談支援窓口を含めた関係機関との連携を強化し、情報の共有化や連絡体制の強化を図る。

資金管理面では、生活福祉資金管理データベースシステムを有効活用し、東京都社会福祉協議会と連携して償還事務の効率化を図り円滑な資金管理に努める。

なお、令和2年3月から開始された、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収や失業等で生活に困窮する世帯を対象とした特例貸付については、令和4年3月末で申請受けを終了する。令和4年1月末には東京都社会福祉協議会に特例貸付事務センターが設置され、順次償還事務を開始しており、償還免除等に係る申請支援や生活困窮等に係る相談に対応するため、必要な体制を確保していく。

7 権利擁護センター事業

(1) 成年後見制度利用支援事業の充実

目黒区における成年後見推進機関として、制度や手続きに関する相談をはじめ、成年後見制度の周知・啓発、成年後見制度のさらなる利用促進に努める。

成年後見人の担い手である親族への支援、専門家の紹介、ネットワークづくりと同時に地域の担い手である市民後見人の養成を行う。

ア 法人後見の受任

親族や専門家の後見人を依頼することが困難なかたについては、社協が成年後見人等を法人として受任し、その後の状況により市民後見人につなげる。

イ 「めぐろ成年後見ネットワーク」との協働

弁護士、司法書士、医師、社会福祉士等の関係者と連携・協力を密にし、成年後見制度の推進を図る。区民向けに成年後見制度に関する講演会等を実施するとともに、区内の関係団体等の要請に応じて出張講座を実施する。また、区内の親族後見人を支援するため親族後見人交流会を開催する。加えて、各々の専門分野に応じて市民後見人養成講習のカリキュラムの企画調整と講義を担当するなど、市民後見人養成の一翼を担う。

ウ 市民後見人の養成講習の実施から選任まで

市民後見人について養成から選任、その後の支援までを一体的に取り組む。養成講習、実習等を通して、地域の中で社会貢献的な精神に基づき、後見業務を担う意欲のある区民（市民後見人）を一定数養成するとともに、その後も活動や研修を通してフォローを行う。また、法人後見サポーターから市民後見人へのリレー方式を積極的に推進していく。

エ 専門相談事業の充実

成年後見や遺産相続、遺言等の相談を職員が常時受け付ける一般相談事業のほか、弁護士や司法書士による月4回の専門相談事業を実施することで、より複雑で困難性の高い相談内容にも対応し、区民の成年後見等に関する利便性を高める。また、必要に応じて成年後見等受任候補者を紹介し、申立てやその後の制度運用が円滑に進むように支援する。

オ 成年後見制度の利用に係る報酬助成等

経済的な理由で成年後見人等を付すことができないなどの事情がある区民に対して、申立に必要な費用や後見人等の報酬を助成し、成年後見制度の利用促進を図る。

カ エンディングサポート事業

区民が安心して最後まで自分らしい人生が送られるように、終活に関する講演会や遺言、相続、任意後見契約などに関する相談会等を区の補助を受けて実施する。

(2) 日常生活自立支援事業等の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分ではないかた、及び身体障害者のかたが自立した地域生活を安心して送ることができるように、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う。また、登録型生活支援員と協力して、利用者に対するサービスの向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、引き続き感染防止の徹底と利用者支援の適切な実施に努めていく。

(3) 苦情調整委員制度の運営

区や民間事業者が行う保健福祉サービスに関する区民の苦情や不満について、苦情調整委員(弁護士・大学教授・社会福祉士)が公正中立な立場で迅速に対応できるよう、福祉サービス等の質の向上を目指して苦情の申立につなげる。

(4) 相談管理・業務管理システムの導入

相談件数の増大に伴う情報管理と業務の標準化・効率化を図るため、既存の管理方法を改善し、相談管理及び業務管理を行うシステムを導入する。

8 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 協力会員の確保と会員研修

民生児童委員をはじめ、地域活動を行っている方々を介し、事業を周知し協力会員の確保に取り組んでいく。併せて、休会中の会員や未活動の会員の掘り起こしを行い活動へつなげていく。また、在宅福祉サービスセンター、めぐろボランティア・区民活動センターと共催で合同説明会を開催し、会員確保につなげる。

基礎研修会やステップアップ研修会では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、実習の必要な「応急救護訓練・事故防止」を除き不安なく参加できるようオンラインで開催する。また、平日に仕事をしている会員が多いことから、会員が参加しやすいよう土曜日にも開催する。

(2) 目黒区との連携

利用者によっては配慮の必要なケース、困難事例も見受けられるため、区の関係所管

と緊密に連携を取り事業運営を行っていく。今年度は、事業へのつなぎを円滑にするため、子育て支援課、保育課の新任職員に対するファミリー・サポート・センター事業説明会を実施し、理解を促す機会とする。

(3) 利用登録方法の検討

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで事業説明会を開催し、登録の手続きを行う。オンラインでの参加が難しい場合や緊急を要する場合は郵送で手続きを行い、登録希望者の利便性を図る。また、利用希望者の負担を軽減するため、動画を作成し、視聴の上で説明会に参加するなど開催方法等を検討し、実施準備を行う。

9-1 生活支援・CSW体制整備事業【生活支援】

高齢化の進展により生活支援が必要な高齢者が増える中、介護保険制度の改正により生活支援サービスの充実・強化が図られることとなり、地域の実状に応じて、従来の介護保険事業者に加えて地域の多様な主体による支え合いの仕組みを広げることが必要とされている。

目黒区から第2層全5地区の生活支援体制整備事業を受託し、協議体の運営に取り組むとともに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が安心して住み続けられるように地域における支え合いを推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインを活用した会議や講座等の開催について、感染状況や参加者のICTスキルなどに合わせて取り入れていく。

(1) 第2層協議体の運営

地域活動者を中心とした住民や事業者等の参加により、地域の情報や課題を共有し、支え合いに関する話し合いを行うことで、ネットワークの連携と強化を図る。

また、地域での支え合い活動に対する区民意識の啓発と活動者の掘り起こし、ネットワークづくりのため、協議体メンバー以外にも広く地域住民や事業者等が参加する対話の場づくりを展開していく。

(2) 情報発信

生活支援コーディネーターが把握した介護予防・生活支援等にかかる地域資源や地域住民の声を発行物「みんなの・ささえあいレポート」等を通して発信する。

(3) 講座・研修会等の開催

協議体や地域のネットワークから発見した地域課題への取組や地域活動者への支援として、住民、関係機関を対象とした講座や研修会等を開催する。

9-2 生活支援・CSW体制整備事業【CSW】

昨年度から配置されたCSWは、「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制を構築するために、地域の中から支援を必要とする人を見つけ、地域住民とともに課題解決に取り組む。地域に潜在しているひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー等、既存サービスでは解決が難しい課題を抱える人々を見つけ出し、本人に寄り添いながら支援を行う。

また、個別支援や地域のネットワーク等から発見した地域課題に対し、地域住民や関係

団体とともに解決に向けて取り組む。特に、令和4年度は次のことを推進していく。

(1) 障害・児童(子ども)分野の関係者・機関との連携

これまで関わりの少なかった障害や児童(子ども)の分野における個別相談に対応していくために、関係機関等との情報共有や連携を積極的に図っていく。特に、SSW(スクール・ソーシャルワーカー)との課題共有や情報交換などの場において、子どもに関係するヤングケアラーなどの課題への働きかけを考えるきっかけにする。何らかの生きづらさを抱える当事者への必要な支援や取組について検討する。

(2) ひきこもり支援の推進

昨年度から立ち上げ支援を行ってきたひきこもり家族会について、本年度は段階的に側面的なサポートにシフトしながら、運営の自主化を目指す。また、ひきこもり学習会も開催しながら、潜在化しているニーズの掘り起こしを行う。ひきこもり支援を行っている区関係部署と連携を図り、一体的な支援を展開していく。

(3) 食支援に関する団体・施設との連携

区内で活動しているフードバンクやドライブ、食の提供を行っている団体等との連携を図りながら、顕在化しにくいひとり親世帯やコロナウイルス感染症の影響で生活に支障が生じている世帯など、何等かの支援や関わりが必要なケースを把握していく。また、当会に寄せられた食料等の寄付などの情報を迅速に提供し、フードロスの視点からも有効に活用していく。

(4) 個別相談の積み上げ

2年目となる今年度は、制度の狭間にある相談について、相談者に寄り添い、関係機関との連携を図りながら解決の糸口となるアプローチを考え実践していく。

また、事例検討会を定期的に実施することで、個別相談ケースを多角的に振り返り、課題や支援策を整理し共有する。CSWのスキルアップと全体的な経験値の底上げを図る。

10 ひとり親貸付事業

東京都社会福祉協議会が実施しているひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経由事務を行う。この事務経費は、平成29年度から経由事務費として東京都社会福祉協議会から交付されている。

11 歳末たすけあい事業

12月に歳末たすけあい・地域福祉募金を目黒区民生児童委員協議会とともに、町会・自治会の協力を得て実施する。

募金は歳末たすけあい・地域福祉募金の配分計画に基づき、一人暮らし高齢者などへの見舞金と地域福祉を推進するための活動や事業に活用する。

募金目標額については例年2,400万円としているが、募金実績は平成24年度から逡減傾向で、平成27年度以降は2,000万円余で推移してきた。令和2年度においては、新型

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が自粛され、1,700万円余にとどまったが、令和3年度は令和2年度と比較して25万円余の増に転じた。

新型コロナウイルスの動向を見極めつつ、引き続き社協窓口分の増強に努め、目標額に到達できるように積極的に働きかけを行う。具体的には、高等学校、専門学校等の学校や団体へ街頭募金の協力依頼を行うほか、目黒区職員や官公署等の職員への募金協力依頼や区内福祉団体等にも広く呼びかけ、関係者による募金協力を努める。

なお、募金を活用した助成事業については、より効果的な活用を図るため助成金審査会で審議する。

12 障害福祉サービス事業

指定障害福祉サービス事業所として、障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行い、併せて地域生活支援事業による移動支援事業を実施する。他の民間事業所では対応が難しい利用者への援助等を継続していく。

特に、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等を対象として、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な援護とともに情報提供等を行う「同行援護」については、対応できるヘルパーが限られており、円滑な業務運営が難しい状況にあるため、資格取得のための講座受講費用の一部を補助し、事業所として積極的な人材確保に努める。

新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供については、利用者やその家族の生活を継続する観点から感染予防対策を徹底しつつ、必要な各種サービスを継続的に提供する。

ヘルパー研修等の開催方式については、感染状況及びヘルパー人数等を勘案し、オンライン活用も併用して実施していく。また、コロナ渦で不安を抱えがちながら、一人でサービス提供する事が多いため、活動状況の共有や意見交換、交流の場を設定していく。

また、目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業を目黒区から受託し、主たる介護者が不在等により障害者（児）が緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難になった場合等の利用に対して助成を行う。さらに、医療的なケアを必要としない重症心身障害者（児）の利用者の主介護者にリフレッシュを図ってもらう家族支援サービスを行っていく。

II 公益事業

1 居宅介護支援事業

社協として、目黒区や包括支援センターと連携を図りながら、居宅介護支援事業所の円滑な事業運営を行う。高齢者虐待や権利擁護の視点が必要なケース、高齢者のみではなく家族全体のケアを要するケース、生活困窮世帯ケース等、複数の課題を抱える利用者へ積極的に対応していく。

目黒区における地域包括ケアシステムの推進に寄与できるよう、①地域活動の積極的な活用、②医療機関との連携、③介護サービスや施設等との連携の3方針に応じた事業運営に取り組み、ケアプランの質の向上に努める。あわせて、利用者が必要とするサービスを

自ら適切に選択できるよう、介護サービス情報を積極的に提供し、利用者への説明責任を果たしていく。

令和3年度介護報酬改定において3年間の経過措置が設けられた「感染症対策の強化」や「事業継続に向けた取組の強化」、「高齢者虐待防止の取組」について、事業所や法人内での取組の具体策を検討していく。

介護情報サイトの活用や包括支援センターとの連携によって、新規案件受託につなげ、着実な事業実績の向上に努める。

2 地域包括支援センター事業

地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制において、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者、また、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、目黒区及び関係機関と連携を図り、医療、介護、予防、住まい、生活支援等が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築をさらに進める。

センターの基本業務である総合相談、介護予防、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の各種事業及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに継続的に取り組み、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が地区の特性に合わせ、それぞれの専門性を活かしながら、住民の生活を支える。

令和4年度は、地域ニーズや課題把握のために、出張相談の充実拡大、実態調査（アウトリーチ）の計画的実施、二層協議体やCSWとの連携強化に重点を置いた取組を行う。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた機能強化

近年社会問題化しているダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど、区民のさまざまな課題を受け止め、関係機関と連携しながら社協の基本理念に寄り添った事業運営を行う。社協のCSW、生活支援コーディネーター、めぐろボランティア・区民活動センターと共に情報共有をし、南部支え合いまち会議への参画を活かして社会資源の開発を行う。また、認知症の早期発見早期対応事業に全職員で取り組み、認知症相談と支援の充実を図る。

このような機能強化を図るために、分野横断的な相談に対応できる幅広い知識を持つ職員を計画的に育成する。

（2）センターの認知度向上への取組

センターは、「地域の身近な保健福祉の総合相談窓口」として、さらなる認知度向上の取組を進める。

広報活動による周知活動継続のほか、地域内のさまざまな団体の活動やイベント等に参加し認知度向上を図る。

また、出張相談の場所や開催方法等の工夫で充実拡大を図り、より住民の目に触れる機会をつくる。

（3）新型コロナウイルス感染症等を踏まえた新たな方法等による事業運営

区民が安心して事業に参加できるよう、オンラインによる研修やミニ講座の開催等コロナ禍における新たな方法を試行、実施する。センターから距離のある地域のかたや外出を控えるかたへは訪問等による支援をアピールし、相手に合わせた支援を行う。

Ⅲ 収益事業

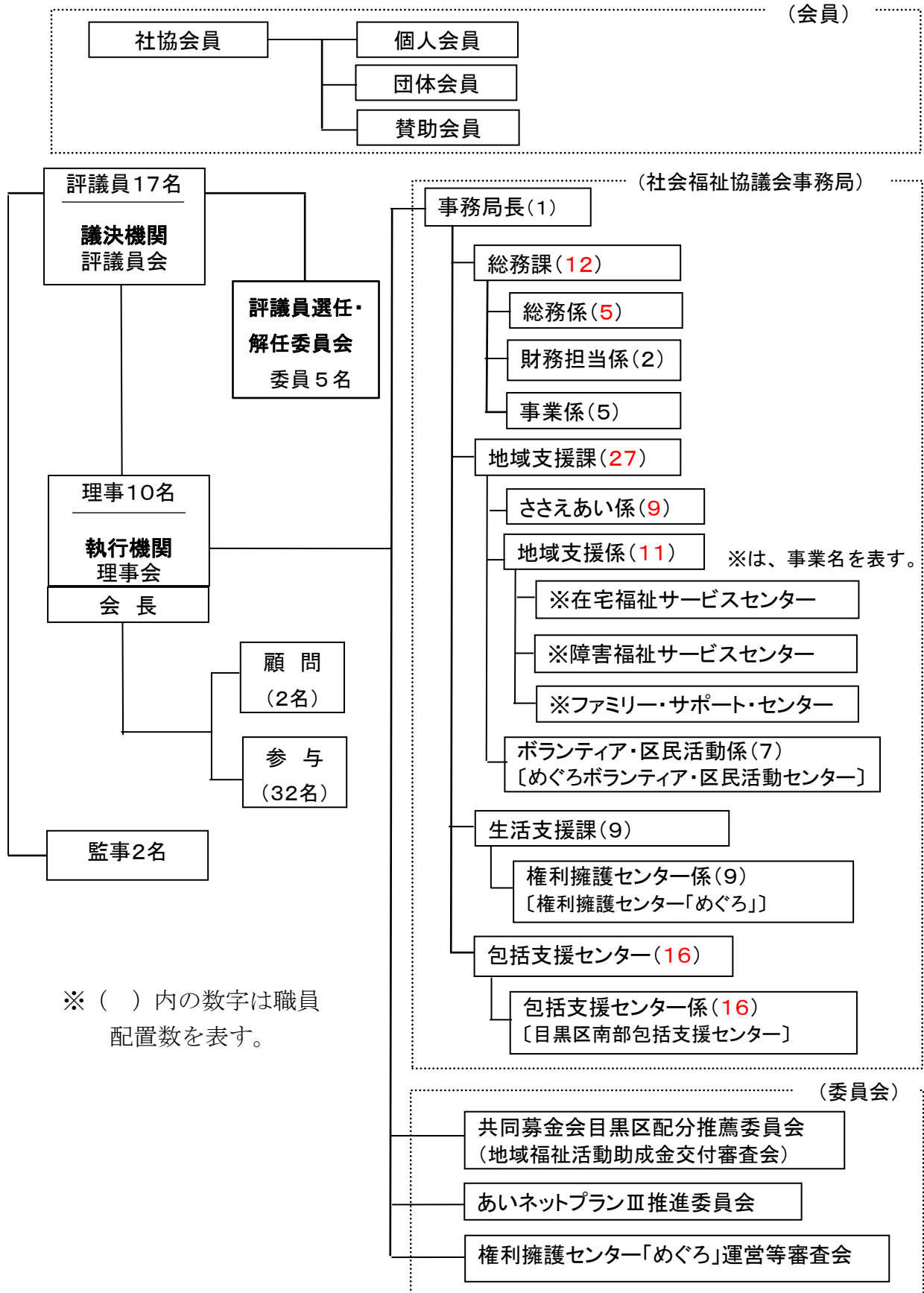
1 自動販売機管理事業

社協が、目黒区行政財産の目的外使用許可を得た目黒区総合庁舎（証明写真機）ほか7施設（飲料）に自動販売機を設置し、事業者から手数料収入を得ている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも前年度より増収となったので、引き続き適切な管理を行い収入確保に努める。

第4 組織図と職員配置

1 目黒区社会福祉協議会組織図（令和4年4月1日：予定）



2 目黒区社会福祉協議会職員配置人員表（令和4年4月1日現在：予定）

（単位：人）

課	係	常勤職員	契約職員	非常勤職員	計
総務課	総務係	5 (4)	0 (0)	1 (1)	13 (12)
	財務担当係	1 (1)	0 (0)	1 (1)	
	事業係	2 (2)	1 (1)	2 (2)	
地域支援課	ささえあい係	7 (-)	1 (-)	1 (-)	27 (22)
	地域支援係	1 (5)	6 (6)	4 (5)	
	ボランティア・区民活動係	3 (3)	3 (2)	1 (1)	
生活支援課	権利擁護センター係	7 (6)	1 (1)	1 (1)	9 (8)
包括支援センター	包括支援センター係	4 (4)	11 (10)	1 (1)	16 (15)
計		30 (25)	23 (20)	12 (12)	65 (57)
構成率		46.1% (43.9%)	35.4% (35.1%)	18.5% (21.0%)	100% (100%)

- ※1 事務局長は総務課に含む。
- ※2 管理職は各課の庶務担当係に含む。
- ※3 ()は、令和3年4月1日の実配置数。
- ※4 地域支援課にささえあい係を新設した。